

4 高額療養費について

長期入院や治療が長引く場合など高額となった医療費の自己負担を軽減できるように、一定の金額（住民税非課税世帯の方で1か月に支払った医療費が約35,400円）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。

高額療養費に該当するかどうかは、所得等に応じて異なりますので、加入健康保険にお問い合わせください。原則として、健康保険から支給される高額療養費を除いた自己負担分が助成の対象となります。

ただし、自己負担分の全額が助成とならない場合があります。

方法① マイナ保険証を利用する

- 医療機関でマイナ保険証を利用した場合、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。
- 自己負担限度額について払い戻しの申請をしてください。

方法② 限度額適用認定証を利用する

- 医療機関で「限度額適用認定証」を提示すると、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。「限度額適用認定証」は加入健康保険への申請が必要です。詳しくは加入健康保険にご確認ください。
- 自己負担限度額について払い戻しの申請をしてください。
※同月に医療費を21,000円以上支払った家族がいたり、直近12か月以内に限度額を超える月が3回以上で、今回の申請分が4回目以降に該当する場合は、別途高額療養費が支給される場合があります。その場合は、高額療養費の支給決定通知書原本が払い戻し申請時に必要になります。高額療養費の支給については加入健康保険にお問い合わせください。

方法③ 医療機関の精算後に手続きする

- 医療機関で精算後、加入健康保険に高額療養費に該当するかを確認し、該当する場合は、高額療養費の請求を行い、支給決定通知書をお受け取りください。
- 支給決定通知書原本と領収書原本と一緒に払い戻しの申請をしてください。

5 届出が必要なとき

次のようなときは、すみやかに児童手当係にお届けください。

- 健康保険が変わったとき
※都外の国民健康保険組合に加入された場合は、すべて払い戻しによる助成となります。
- 住所が変わったとき
- 氏名が変わったとき
- ⑩医療証をなくしたとき
- 同居する親族・児童に変更（同居・別居や婚姻、死亡等）があったとき
- 所得の修正申告をしたとき（同居親族の修正申告を含む）
- 心身障害者医療費助成（障）を受けることになったとき、または受けられなくなったとき

※届出に必要な書類はお問い合わせください。
※健康保険が変わった場合と⑩医療証をなくした場合（再交付）については、電子での届出も可能です。

健康保険変更



医療証再交付



次のようなときは、資格が消滅となりますので、すみやかに児童手当係にご連絡ください。

- 受給者が練馬区外に転出したとき
- 生活保護を受けるようになったとき
- 児童が児童福祉施設に入所したり、里親に委託されたとき
- 受給者が所得制限を超える親族と同居したとき
- 受給者が婚姻したり、異性と事実上婚姻と同様の状態になったとき

※事実上婚姻関係＝異性と同居している、または、頻繁に定期的な異性の訪問があり、かつ定期的な生活費の補助を受けている。

- 受給者または児童が死亡したとき
- 受給者が児童を監護・養育しなくなったとき
- 児童が養子縁組をして、ひとり親でなくなったとき
- 父（受給者が父の場合は母）が家庭に戻ったとき（行方不明の父（母）から子の安否を気遣う電話や手紙等の連絡があったときも含む）

次のようなときは、資格が自動的に消滅となります。

- 児童全員が年齢到達したとき（18歳の最初の3月末日、中度以上の障害がある場合は20歳の誕生日の前日）
 - 受給者または親族の所得が所得制限額を超えたとき
- ※資格喪失後、⑩医療証は返却してください。
※資格喪失後に⑩医療証をお使いになった場合は支給した医療助成費を返還していただきます。

6 更新について

毎年1月1日に⑩医療証を更新いたします。

更新には現況届の提出が必要です。毎年10月中旬に現況届を送付いたしますので必ず提出してください。現況届のご提出がない場合、新しい⑩医療証を交付することができなくなりますのでご注意ください。

※児童扶養手当を受給中の方は、現況届の提出が省略できます。

※1月1日から使用する⑩医療証は、12月下旬に送付いたします。

※所得制限を超えた方には、資格消滅通知を送付いたします。

一度資格消滅となった方が翌年の所得状況等により助成対象となる場合、再度申請が必要です。

親医療証のてびき

ひとり親家庭等医療証は、ひとり親家庭等の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、練馬区が医療費の一部を助成することを証明するものです。

お使いになる前にこの「てびき」を必ずお読みください。



練馬区 教育委員会事務局 こども家庭部
子育て支援課 児童手当係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1(本庁舎10階)

TEL.03-5984-5824(直通)

●ホームページ●

<https://www.city.nerima.tokyo.jp>

Webで検索 練馬区ひとり親医療 検索

1 助成の内容

受給者（本人と対象児童）が保険診療を受けたときの自己負担のうち、一部負担金を除いた額が助成されます。
※保険のきかない予防接種・健康診断・差額ベッド代・文書料・容器代・入院時食事療養標準負担額等は助成の対象となりません。

一部負担金は、住民税の課税・非課税によって異なります。
●受給者および同居親族のうち、おひとりでも課税されている場合（親医療証が^④食の表示の方）
⇒ 医療機関窓口で1割分をお支払いください。

一部負担の限度額は下記の表のとおりになります。

対象	負担割合	一部負担金限度額
外来 (個人)		18,000円／月
		年間 144,000円
入院+外来 (世帯)	1割	57,600円／月
		多数回 44,400円

※年間の限度額の計算は、8月1日から翌年7月31日の期間について行います。
※該当療養を受けた月以前の12か月以内に3回以上57,600円を超えた場合に4回目以降が多数回となります。
※入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は助成の対象外となります。
※一部負担金が、上記の限度額を超えた場合、後日³「払い戻しの申請」をしてください。超えた分をお返しします。

●受給者および同居親族のどちらも非課税の場合

（親医療証が^④の表示の方）

⇒ 入院時の食事療養標準負担額または生活療養標準負担額のみが一部負担となります。

2 助成の受け方

●親医療証を取り扱う病院等で受診するとき

マイナ保険証
または資格確認書
親医療証 を必ず窓口に提示してください。

医療費の一部が助成されます。

※マイナ保険証とは、加入健康保険を登録したマイナンバーカードです。

●親医療証を取り扱わない医療機関等で受診したとき

医療機関の窓口で、マイナ保険証または資格確認書を提示のうえ、健康保険の自己負担分をいったんお支払いください。その領収書原本（コピー・再発行不可）をご持参の上、児童手当係窓口で払い戻しの申請をしてください。

※長期の入院等、医療費が高額になる場合は、⁴「高額療養費について」をご覧ください。

●一部負担金が限度額を超えたとき

「^④・^食」の表示のある親医療証をお持ちの方（課税世帯の方）で、同一月の医療費の1割負担額が左表の額を超えた場合は、その超えた額について、払い戻しの申請をしてください。

【他制度との優先について】

① 子ども医療費助成（^乳・^子・^青）・心身障害者医療費助成（^障）を受けることができる場合
⇒^④ ^乳 ^子 ^青 ^障を優先してご使用ください。

② 親医療券等の助成適用がある場合
⇒^④ 等をご使用後、なお自己負担のある場合、親をご使用ください。

3 払い戻しの申請

都外の医療機関等で受診したときや、一部負担金が限度額を超えたときは、払い戻しの申請をしてください。

※高額療養費に該当する場合は、⁴「高額療養費について」をご覧ください。

●申請場所

子育て支援課児童手当係（練馬区役所本庁舎10階）

※郵送申請することができます。

※石神井・大泉・光が丘総合福祉事務所では取り次ぎ業務のみ行っています。

●申請時期

受診月の翌月以降（医療機関を受診した当月中には受付できません）に、お持ちの領収書を受診月ごとにすべてまとめて申請してください。

医療費を支払った翌日から5年以内に手続きを取ってください。ただし、下記の場合は5年以内でも払い戻しができないことがありますので、お早めにご申請をお願いいたします。

- ・領収書の内容に不備があり、医療機関で保険点数等が確認できない場合
- ・補装具や10割負担の領収書の療養費を申請していない場合（健康保険への申請期限は2年以内）

【申請に必要なもの】

- ①領収書原本（コピー・再発行不可）
- ②親医療証
- ③健康保険情報がわかるもの
- ④受給者名義の通帳またはキャッシュカード
- ※健康保険情報は、マイナポータルや資格確認書で確認することができます。

領収書の必要項目

- ①診療年月日
- ②受診者氏名
- ③領収金額
- ④保険総点数または保険内総医療費
- ⑤医療機関名
- ⑥領収日

※上記の記載がない領収書では払い戻しできない場合があります。必要項目は医療機関・薬局などで記載してもらってください。

※高額療養費（住民税非課税世帯の方で1か月に支払った医療費が約35,400円を超えている）に該当する場合は、⁴「高額療養費について」をご覧ください。



マイナ保険証または資格確認書を提示せずに全額自己負担された場合や、補装具等を作った場合

（1）加入健康保険に保険診療分の請求を行い、支給決定通知書をもらってください。

⇒ 保険診療分の請求手続き方法は、加入健康保険へご確認ください。

練馬区国民健康保険にご加入の方は、こくほ給付係へご確認ください。

（2）支給決定通知書原本と領収書原本（補装具等の場合は、診断書のコピーも必要）と一緒に、残りの自己負担分の払い戻しの申請をしてください。

※加入健康保険に領収書原本の提出が必要となる場合は、予め領収書のコピーをとり、払い戻し申請時にご提出ください。

●支給時期

支給日は通知でお知らせします。申請内容によっては、申請の4か月後以降の支給となる場合がありますので、ご了承ください。